

大学共同利用機関法人自然科学研究機構事務組織規程

平成16年4月1日  
自機規程第48号

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 事務局（第2条～第6条）
- 第3章 国立天文台事務部（第7条～第11条）
- 第4章 核融合科学研究所管理部（第12条～第16条）
- 第5章 岡崎統合事務センター（第17条～第22条）
- 第6章 課及び室の分掌及び職（第23条～第26条）
- 第7章 雑則（第27条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年通則第1号。以下「通則」という。）第17条第2項、第23条第2項、第29条第3項及び第53条第2項の規定に基づき、大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）における事務局及び機構が設置する大学共同利用機関（以下「機関」という。）の事務組織について定めることを目的とする。

第2章 事務局

（事務局に置く課等）

第2条 事務局に、次の4課を置く。

- 一 総務課
- 二 人事労務課
- 三 財務課
- 四 研究協力課

2 財務課に施設・資産マネジメント室を置く。

（総務課の所掌事務）

第3条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 機構の事務に関する総合調整に関すること。

- 二 事務局及び共創戦略統括本部の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- 三 機密に関すること。
- 四 機構の式典その他諸行事に関すること。
- 五 役員会、機構長選考・監察会議、経営協議会、教育研究評議会、機構会議、その他の重要な会議に関すること。
- 六 機構の公印（銀行印を除く。）の管守に関すること。
- 七 文書の接受、発送及び整理保存に関すること。
- 八 通則その他規程等の制定及び改廃に関すること。
- 九 役員の秘書に関すること。
- 十 機構の保有する情報の公開に関すること。
- 十一 機構の保有する個人情報（特定個人情報を除く。）の保護に関すること。
- 十二 役職員の出張に関すること。
- 十三 中期目標・中期計画及び点検・評価に関すること。
- 十四 事務情報化に関すること。
- 十五 情報ネットワークに関すること。
- 十六 広報に関すること。
- 十七 機構の監査に関する総括及び連絡調整に関すること。
- 十八 総務課の所掌事務に係る監査に関すること。
- 十九 総務課の所掌事務に係る調査統計及び諸報告に関すること。
- 二十 その他他の機関並びに課の所掌に属さないこと。

（人事労務課の所掌事務）

第3条の2 人事労務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 役職員の任免、給与、服務、懲戒、研修及び退職手当に関すること。
- 二 役職員の災害補償に関すること。
- 三 職員の労働安全衛生及び福利厚生に関すること。
- 四 文部科学省共済組合に関すること。
- 五 栄典及び表彰に関すること。
- 六 労働組合に関すること。
- 七 所得税及び地方税の徴収に関すること。
- 八 機構の保有する個人情報（特定個人情報に限る。）の保護に関すること。
- 九 人事労務課の所掌事務に係る監査に関すること。
- 十 人事労務課の所掌事務に係る調査統計及び諸報告に関すること。
- 十一 その他人事労務に関すること。

（財務課の所掌事務）

第3条の3 財務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 財務事務の総括及び連絡調整に関すること。
  - 二 契約事務に関すること。
  - 三 機構の資金運用に関すること。
  - 四 収支計画及び資金計画に関すること。
  - 五 機構の予算及び決算に関すること。
  - 六 財務課の所掌事務に係る監査に関すること。
  - 七 機構の財務諸表の作成及び取りまとめに関すること。
  - 八 収入及び支出に関すること。
  - 九 銀行印の管守に関すること。
  - 十 財務関係の諸規程に関すること。
  - 十一 財務課の所掌事務に係る調査統計及び諸報告に関すること。
  - 十二 その他財務事務に関すること。
- 2 施設・資産マネジメント室は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 機構の施設整備に関する総括及び連絡調整に関すること。
  - 二 機構の施設及び環境の整備計画に関すること。
  - 三 機構の工事予算案の準備に関すること。
  - 四 工事の設計，積算，施工管理及び検査に関すること。
  - 五 工事等の契約事務に関すること。
  - 六 施設の安全及び維持管理に関すること。
  - 七 資産管理に関すること。
  - 八 宿舍事務に関すること。
  - 九 防火，防災に関すること。
  - 十 施設・資産マネジメント室の所掌事務に係る監査に関すること。
  - 十一 施設・資産マネジメント室の所掌事務に係る調査，統計，諸報告及び法令手続に関すること。

(研究協力課の所掌事務)

第4条 研究協力課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 研究協力事務の総括及び連絡調整に関すること。
- 二 国際交流及び研究協力に関すること。
- 三 大学院教育協力に関すること。
- 四 総合研究大学院大学に関すること。
- 五 科学研究費助成事業に関すること。
- 六 寄附金等外部資金に関すること。
- 七 特許等知的財産に関すること。
- 八 産学官の連携に関すること。

- 九 研究連携及び共同利用・共同研究に関すること。
- 十 安全保障輸出管理に関すること。
- 十一 研究協力関係の諸規程に関すること。
- 十二 研究協力課の所掌事務に係る監査に関すること。
- 十三 研究協力課の所掌事務に係る調査統計及び諸報告に関すること。
- 十四 その他研究協力に関すること。

第5条及び第6条 削除

第3章 国立天文台事務部

(事務部に置く課)

第7条 事務部に、次の5課を置く。

- 一 総務課
- 二 研究推進課
- 三 財務課
- 四 経理課
- 五 施設課

(総務課の所掌事務)

第8条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国立天文台及びアストロバイオロジーセンターの事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- 二 儀式その他諸行事に関すること。
- 三 運営会議その他の会議に関すること。
- 四 公印（銀行印を除く。）の管守に関すること。
- 五 文書の接受，発送及び整理保存に関すること。
- 六 規則等の制定及び改廃に関すること。
- 七 情報の公開に関すること。
- 八 個人情報の保護に関すること。
- 九 職員の任免，給与，分限，懲戒，服務等に関すること。
- 十 職員の災害補償及び退職手当に関すること。
- 十一 職員の労働安全管理及び福利厚生に関すること。
- 十二 職員の研修及び勤務評定に関すること。
- 十三 人事記録に関すること。
- 十四 職員の定数に関すること。
- 十五 職員の労働組合に関すること。

- 十六 栄典及び表彰に関すること。
- 十七 共済組合に関すること。
- 十八 中期目標・中期計画及び点検・評価に関すること。
- 十九 事務情報化に関すること。
- 二十 総務課の所掌事務に係る調査統計及び諸報告に関すること。
- 二十一 その他他の課の所掌に属さない事務を処理すること。

(研究推進課の所掌事務)

第8条の2 研究推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 研究推進事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- 二 研究協力に関すること。
- 三 大学院教育協力に関すること。
- 四 総合研究大学院大学に関すること。
- 五 共同研究及び共同利用に関すること。
- 六 特許等知的財産に関すること。
- 七 産学官の連携に関すること。
- 八 研究者の派遣及び受入れに関すること。
- 九 宿泊施設の管理運営に関すること。
- 十 科学研究費助成事業に関すること。
- 十一 外部資金に関すること。
- 十二 日本学術振興会等の事業に関すること。
- 十三 依頼出張に関すること（他課が所掌する事務を除く。）。
- 十四 国際化推進、国際学術及び国際連携に関すること。
- 十五 その他研究推進に関する事務を処理すること。

(財務課の所掌事務)

第9条 財務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 財務事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- 二 収支計画及び資金計画の立案に関すること。
- 三 予算、決算及び財務諸表に関すること。
- 四 財務の監査に関すること。
- 五 収入及び支出に関すること。
- 六 銀行印の管守に関すること。
- 七 納品検収に関すること。
- 八 資産に関すること（施設課が所掌する事務を除く。）。
- 九 宿舎に関すること（施設課が所掌する事務を除く。）。
- 十 その他財務に関する事務を処理すること。

(経理課の所掌事務)

第9条の2 経理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 経理事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- 二 契約に関すること（施設課が所掌する事務を除く。）。
- 三 謝金及び旅費の経理に関すること。
- 四 その他経理に関する事務を処理すること。

(施設課の所掌事務)

第10条 施設課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 施設整備に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- 二 施設及び環境の整備計画に関すること。
- 三 工事の企画及び予算案の準備に関すること。
- 四 工事の設計、積算、施工監理及び検査に関すること。
- 五 工事等の契約事務に関すること。
- 六 工事業者の資格審査に関すること。
- 七 施設の安全及び維持管理に関すること。
- 八 施設の点検・評価及び有効活用に関すること。
- 九 環境の保全及びエネルギー管理に関すること。
- 十 土地建物の譲渡及び譲受並びに貸借に関すること。
- 十一 防火、防災に関すること。
- 十二 構内警備に関すること。
- 十三 宿舍の維持管理に関すること。
- 十四 施設課の所掌事務に係る調査統計、諸報告及び法令手続に関すること。

(事務部以外の事務組織等)

第11条 通則第24条の規定するプロジェクト室等に、事務部又は事務室を置くことができる。

2 前項の事務組織及び所掌事務については、別に定める。

#### 第4章 核融合科学研究所管理部

(管理部に置く課等)

第12条 核融合科学研究所管理部に、次の4課を置く。

- 一 総務企画課
- 二 財務課
- 三 研究支援課
- 四 施設・安全管理課

(総務企画課の所掌事務)

第13条 総務企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 研究所の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- 二 式典その他諸行事に関すること。
- 三 運営会議その他の会議に関すること。
- 四 公印（銀行印を除く。）の管守に関すること。
- 五 文書の接受、発送及び整理保存に関すること。
- 六 規則等の制定及び改廃に関すること。
- 七 所長及び副所長の秘書業務に関すること。
- 八 情報の公開に関すること。
- 九 個人情報の保護に関すること。
- 十 職員の出張に関すること。
- 十一 中期目標・中期計画及び点検・評価に関すること。
- 十二 事務情報化及び情報ネットワークに関すること。
- 十三 職員の任免、給与、分限、懲戒、服務等に関すること。
- 十四 職員の災害補償及び退職手当に関すること。
- 十五 職員の労働安全衛生及び福利厚生に関すること。
- 十六 職員の研修及び勤務評定に関すること。
- 十七 人事記録に関すること。
- 十八 職員の定数に関すること。
- 十九 職員の労働組合に関すること。
- 二十 栄典及び表彰に関すること。
- 二十一 共済組合に関すること。
- 二十二 地域等の対外的な対応に関すること。
- 二十三 広報に関すること。
- 二十四 総務企画課の所掌事務に係る監査に関すること。
- 二十五 総務企画課の所掌事務に係る調査統計及び諸報告に関すること。
- 二十六 その他総務事務に関すること。
- 二十七 その他他の課の所掌に属さないこと。

(財務課の所掌事務)

第14条 財務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 財務事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- 二 収支計画及び資金計画の立案に関すること。
- 三 予算、決算及び財務諸表に関すること。
- 四 財務の監査に関すること。

- 五 収入及び支出に関すること。
- 六 契約（施設・安全管理課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- 七 銀行印の管守に関すること。
- 八 資産に関すること。
- 九 債権の管理に関すること。
- 十 科学研究費助成事業等外部資金の経理に関すること。
- 十一 謝金及び旅費の経理に関すること。
- 十二 物品の調達に関すること。
- 十三 納品検収に関すること。
- 十四 財務課の所掌事務に係る調査統計及び諸報告に関すること。
- 十五 その他財務事務に関すること。

（研究支援課の所掌事務）

第15条 研究支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 研究支援事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- 二 共同研究及び共同利用に関すること。
- 三 科学研究費助成事業等外部資金に関すること。
- 四 特許等知的財産に関すること。
- 五 産学官の連携に関すること。
- 六 各種研究員等に関すること。
- 七 図書、遂次刊行物その他の情報資料の管理及び運用に関すること。
- 八 学術文献の調査及び情報の提供に関すること。
- 九 国際交流に関すること。
- 十 日本学術振興会事業に関すること。
- 十一 大学院教育協力及び大学、高等学校等との教育連携活動に関すること。
- 十二 総合研究大学院大学に関すること。
- 十三 研究所が主催する国際会議に関すること。
- 十四 共同研究者等の旅費の支給に関すること。
- 十五 研究員宿泊施設の管理運営に関すること。
- 十六 研究支援課の所掌事務に係る調査統計及び諸報告に関すること。
- 十七 その他研究支援事務に関すること。

（施設・安全管理課の所掌事務）

第16条 施設・安全管理課は、次の事務をつかさどる。

- 一 施設設備・安全管理に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- 二 施設及び環境の整備計画に関すること。
- 三 工事の設計、積算、施工監理及び検査に関すること。

- 四 工事等の契約事務に関すること。
- 五 工事業者の資格審査に関すること。
- 六 施設の点検に関すること。
- 七 施設の安全管理に関すること。
- 八 環境の保全及びエネルギー管理に関すること。
- 九 防火、防災に関すること。
- 十 警備に関すること。
- 十一 宿舍の管理に関すること。
- 十二 職員の労働安全衛生及び健康管理に関すること。
- 十三 施設・安全管理課の所掌事務に係る調査統計、諸報告及び法令手続に関すること。
- 十四 施設・安全管理課の所掌事務に係る監査に関すること。
- 十五 その他施設・安全管理に関すること。

## 第5章 岡崎統合事務センター

(岡崎統合事務センターに置く課)

第17条 岡崎統合事務センターに、次の6課を置く。

- 一 総務課
- 二 人事労務課
- 三 国際研究協力課
- 四 財務課
- 五 調達課
- 六 施設課

2 前項第1号に規定する総務課に業務支援室を置き、同項第4号に規定する財務課に物品検収室を置く。

3 前項の所掌事務については、別に定める。

(総務課の所掌事務)

第18条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 岡崎3機関等の事務に関し、総括し、及び連絡調整をすること。
- 二 機密に関すること。
- 三 儀式その他諸行事に関すること。
- 四 運営会議その他の会議に関すること。
- 五 公印（銀行印を除く。）の管守に関すること。
- 六 文書の接受、発送及び整理保存に関すること。
- 七 規則等の制定及び改廃に関すること。

- 八 秘書事務に関する事。
- 九 情報の公開に関する事。
- 十 個人情報の保護に関する事。
- 十一 図書、雑誌その他情報資料の整理及び運用に関する事。
- 十二 広報に関する事。
- 十三 中期目標・中期計画及び点検・評価に関する事。
- 十四 事務情報化に関する事。
- 十五 情報ネットワークに関する事。
- 十六 岡崎3機関等の将来構想、制度の改善等に係る事務に関し、調査し、企画し、及び連絡調整に関する事。
- 十七 総務課の所掌事務の調査統計及び諸報告に関する事。
- 十八 業務支援室の運営に関する事。
- 十九 その他他の課の所掌に属さない事務を処理する事。

第18条の2 人事労務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 職員の任免、給与、分限、懲戒、服務等に関する事。
- 二 職員の災害補償及び退職手当に関する事。
- 三 職員の労働安全衛生及び福利厚生に関する事。
- 四 職員の研修及び勤務評定に関する事。
- 五 人事記録に関する事。
- 六 職員の定数に関する事。
- 七 職員の労働組合に関する事。
- 八 栄典及び表彰に関する事。
- 九 共済組合に関する事。
- 十 人事労務課の所掌事務の調査統計及び諸報告に関する事。
- 十一 その他他の課の所掌に属さない事務を処理する事。

(国際研究協力課の所掌事務)

第19条 国際研究協力課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 学術交流及び研究協力に関する事。
- 二 大学院教育協力に関する事。
- 三 総合研究大学院大学に関する事。
- 四 共同利用研究に関する事。
- 五 日本学術振興会等の事業に関する事。
- 六 知的財産に関する事。
- 七 産学の連携に関する事。
- 八 各種研究員等に関する事。

- 九 競争的経費等に関する事。
- 十 学術研究の奨励及び助成に関する事。
- 十一 外国人研究職員に関する事。
- 十二 放射性同位元素等の取扱いに関する事。
- 十三 組換えDNA実験等に関する事。
- 十四 動物実験及び生命倫理に関する事。
- 十五 科学技術協力協定等に基づく政府間協力事業に関する事。
- 十六 国際シンポジウムに関する事。
- 十七 職員の海外渡航に関する事。
- 十八 岡崎コンファレンスセンターの管理運営に関する事。
- 十九 岡崎共同利用研究者宿泊施設の管理運営に関する事。
- 二十 国際研究協力課の所掌事務の調査統計及び諸報告に関する事。
- 二十一 その他研究協力及び学術交流に関する事務を処理する事。

(財務課の所掌事務)

第20条 財務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 財務事務に関し、総括し、及び連絡調整する事。
- 二 収支計画及び資金計画の立案に関する事。
- 三 予算、決算及び財務諸表に関する事。
- 四 財務の監査に関する事。
- 五 収入及び支出に関する事。
- 六 銀行印の管守に関する事。
- 七 警備に関する事。
- 八 寄附金の受け入れに関する事。
- 九 債権の管理に関する事。
- 十 現金(小口現金を含む。)預金及び有価証券に関する事。
- 十一 特定契約職員及び短時間契約職員の給与計算に関する事。
- 十二 財務課の所掌事務の調査統計及び諸報告に関する事。
- 十三 納品検収に関する事。
- 十四 その他財務事務に関し他の課の所掌に属しない事務を処理する事。

(調達課の所掌事務)

第21条 調達課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 調達事務に関し、総括し、及び連絡調整する事。
- 二 物品の購入及び役務等の契約に関する事。
- 三 特定調達契約に関する事。
- 四 旅費に関する事。

- 五 毒物及び劇物の管理に関する事。
- 六 調達課の所掌事務の調査統計及び諸報告に関する事。
- 七 その他調達に関する事務を処理する事。

(施設課の所掌事務)

第22条 施設課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 施設整備に関し、総括し、連絡調整する事。
- 二 施設及び環境の整備計画に関する事。
- 三 工事の企画及び予算案の準備に関する事。
- 四 工事の設計、積算、施工監理及び検査に関する事。
- 五 工事等の契約事務に関する事。
- 六 工事業者の資格審査に関する事。
- 七 施設の安全及び維持管理に関する事。
- 八 施設の点検・評価及び有効活用に関する事。
- 九 環境の保全及びエネルギー管理に関する事。
- 十 資産に関する事。
- 十一 防火、防災に関する事。
- 十二 施設課の所掌事務に係る調査統計、諸報告及び法令手続に関する事。
- 十三 宿舎の管理に関する事。

## 第6章 課及び室の分掌及び職

(課の事務分掌)

第23条 事務局、国立天文台事務局、核融合科学研究所管理部及び岡崎統合事務センター（以下「事務局等」という。）の課に係を置き、課の事務を分掌する。

2 前項の事務分掌については、別に定める。

(特命課長)

第23条の2 事務局等に、特に命ぜられた業務を処理させるため、特命課長を置くことができる。

(課長補佐等)

第24条 課又は室に、課長補佐又は室長補佐（以下「課長補佐等」という。）を置くことができる。

2 課長補佐等は、課長又は室長を補佐し、課又は室の事務を整理する。

第24条の2 削除

(岡崎統合事務センターの室長等)

第24条の3 第17条第2項に規定する業務支援室及び物品検収室に、室長を置き、事務センター長が指名した者をもって充てる。

(専門員)

第25条 課又は室に、専門員を置くことができる。

2 専門員は、課長又は室長の命を受け、専門的見地から所管の事務を整理する。

(専門職員)

第26条 課に、専門職員を置くことができる。

2 専門職員は、課長の命を受け、指定された事項を処理する。

## 第7章 雑則

(協力)

第27条 通則第2条の2第1項に規定する機構直轄の研究施設の事務を所掌する事務組織は、その所掌する事務について、他の事務組織において行うことの必要性を考慮した上で、他の事務組織に対し協力を依頼することができる。

2 前項の依頼を受けた事務組織は、これに協力するものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年11月24日改正）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年12月19日改正）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月26日改正）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。